

宇久須川水系河川整備基本方針

1 章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（骨子）

平成 28 年 7 月

静岡県

目 次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 河川及び流域の現状	1
(1) 河川及び流域の概要	1
(2) 治水事業の沿革と現状	2
(3) 河川の利用	2
(4) 河川環境	3
(5) 住民との関わり	4

↓以下の項目を含め、次回審議において河川整備基本方針本文（原案）を提示

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
(1) 河川整備の基本理念	
(2) 河川整備の基本方針	
ア 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	
イ 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項	
ウ 河川の維持管理に関する事項	
エ 地域との連携と地域発展に関する事項	
第2 河川の整備の基本となるべき事項	
1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
3 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	
4 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	
(参考図) 宇久須川水系図	巻末

第 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

1 河川及び流域の現状

(1) 河川及び流域の概要

<位置関係・支川・流域面積・流路延長>

- ・宇久須川は、伊豆半島の西側に位置する風早峠、仁科峠に源を發し、赤川、大久須川と合流し、西伊豆町宇久須地区を経て駿河湾に注ぐ流域面積 29.33km²、指定区間延長 3.34km の二級河川である。

<地形・地質・河道特性>

- ・流域の地形は大部分を山地が占め、海岸近くまで大起伏山地や中起伏山地が分布するなど起伏に富み、中流から下流部にかけては砂礫や泥質の堆積物で覆われる谷底平野が広がっている。
- ・流域の地質は主に、伊豆半島が海底火山であった時代の火山性堆積物から成る湯ヶ島層群等で構成される。
- ・下流部の河床勾配は 1/100 で周囲には宇久須地区の宅地や田畑が広がっている。中流部の河床勾配は 1/60 程度で背後地には集落が点在するが、大部分が山付き区間となっている。上流部の河床勾配は 1/10 の急流で、背後地は大部分が山付き区間となっている。

<気候（気候区・気温・降水量）>

- ・流域の気候は、遠州灘から駿河湾に沿って流れる黒潮の影響を受ける海洋性気候により、平均気温は 16.2℃と温暖で、年平均降水量は 1,966mm と、全国平均の 1,718mm を上回る。

<土地利用>

- ・流域の土地利用は、山林が約 91%（平成 21 年度）と大部分を占めるほか、河川に沿った谷底平野の中流域から下流域に宅地や田畑が分布している。
- ・土地利用の変化については、昭和 51 年から平成 21 年にかけて、下流から中流域の河川沿川で宅地化が進行しているほか、赤川上流域における珪石の採掘等範囲が拡大していることが確認できる。

<人口>

- ・流域を含む西伊豆町の人口は、平成 22 年時点で総数 9,469 人であり、昭和 35 年（1960 年）ごろをピークに減少傾向にある。
- ・65 歳以上の高齢者の割合は 41%であり、静岡県内で最も高く、全国平均を大幅に上回っている。

<産業>

- ・西伊豆町の産業は、平成 22 年度国勢調査によると、就労人口の約 73%が第三次産業に従事しており中でも「飲食業・宿泊業」の就業人口が最も多い。
- ・西伊豆町は豊かな自然環境を活かした観光が産業の中心で、町のキャッチフレーズとして掲げる「美しい夕陽」が見える景観や、温泉施設、海水浴場、キャンプ場などを目当てに年間約 80 万人の観光客で賑わっている。

<交通>

- ・流域の交通については、伊豆半島の中央部と西伊豆地域を結ぶ国道 136 号が宇久須川を横断しており、地域の主要幹線道路であるとともに災害時における緊急輸送路としての役割も担っている。
- ・伊豆縦貫自動車道やアクセス道の整備及び道路改良工事が進められており、今後、更なる西伊豆へのアクセス向上が期待される。

<歴史・文化>

- ・宇久須地区の漁港は、明治 15 年から沼津・松崎間に定期貨客船が運行され、その寄港地として栄えた。
- ・支川の赤川流域では明治時代にガラスの原料である珪石の鉱床が発見され、昭和 13 年より本格的に採掘が行われるようになり、一時期は国内ガラス原料の過半を供給したが、現在では採掘は行われていない。
- ・河口部に位置する宇久須港は、採掘された珪石の積出港として発展したが、近年では付近から産出される砕石の移出が盛んになっている。

(2) 治水事業の沿革と現状

<治水事業の歴史>

- ・宇久須川流域では過去から豪雨による災害に見舞われ、特に昭和 33 年の狩野川台風における家屋浸水被害は、床上 185 戸、床下 134 戸、昭和 36 年の豪雨では、床上 570 戸、床下 210 戸に及んだ。
- ・これらの被害を契機に、宇久須川では災害復旧事業や、災害関連事業による河川整備に着手し、治水安全度の向上を図ってきた。また、土砂生産の盛んな宇久須川流域では、砂防堰堤の設置による土砂流出対策が行われてきた。
- ・現在、宇久須川では概ね年超過確率 1/30 の流下断面を有しているものの、中下流部では、堤防天端と背後地盤の差が大きく、洪水発生時において、破堤した場合の災害リスクが高い。
- ・近年では外水氾濫は発生していないが、平成 25 年 7 月 18 日に発生した豪雨に伴い、支川流域において土砂流出に起因した浸水被害が発生している

- ・住宅が立地する中、中下流部では築堤区間が存在することから、近年の気候変動による集中豪雨の増加などにより河川の氾濫等により災害が発生した場合の被害は大きくなることが懸念される。

<現在の取組状況>

<津波について（過去の津波被害）>

- ・宇久須川周辺における過去の津波被害に関しては、江戸時代に発生した地震によるものが伝えられている。
- ・安政東海地震(1854年)により、河口から1.5km上流の宇久須神社付近に達し、津波の激しかった慈眼寺^{じがんじ}付近では130戸のうち40戸が流出する被害を受けたとの記録がある。

<津波について（これまでの津波対策）>

- ・現在は、第3次地震被害想定に基づき、宇久須川の河口部周辺の津波対策として、海岸部は港湾事業により防潮堤が整備されているとともに、河川においては堤防嵩上げの河川工事が完了している。
- ・また、海岸の防潮門扉や水門の電動化・自動化を図り、遠隔操作で一括に制御する「津波防災ステーション」整備が西伊豆町により進められている。

<津波について（最新の津波想定）>

- ・また、東日本大震災を教訓とし策定・公表した静岡県第4次地震被害想定（平成25年）では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「レベル1の津波」と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす「レベル2の津波」の二つのレベルの津波が設定されており、仁科川では、「レベル1の津波」は河川内を約1.1km以上遡上するとともに、「レベル2の津波」では、河川護岸及び海岸堤防を越流し、沿岸部で最大約40ha以上が浸水すると想定されている。

(3) 河川の利用

- ・宇久須川流域の水利用については、古くから農業用水として利用され下流部の水田に供給されている。
- ・現在、宇久須川水系では、許可水利権が1件（雑用水）、慣行水利権が15件（農業用水）設定されている。
- ・漁業権については、かつて設定されていたが、現在では設定されていない。
- ・河川空間は、地域住民にとっての身近な空間として日常の散策などとして利用されており、堤防道路は地域住民の通勤・通学・農作業等の生活道路となっている。

(4) 河川環境

<流況について>

- ・宇久須川では環境基準点は設定されていないが、1地点で年間4回(4月、8月、10月、2月)の水質調査が実施されており、BOD(75%値)は近年AA類型程度で安定している。
- ・上流部の珪石鉱床の影響により赤川と宇久須川の合流点において流水が白濁する現象が生じるが、大久須川の合流などを経て希釈され、水質調査地点である河口部においては、水質への影響は確認されていない。

<水質・下水道整備について>

- ・宇久須川水系では公共下水道による整備は行われておらず、西伊豆町が定める「生活排水処理基本計画」に基づき合併処理浄化槽の普及促進の取組みが行われている。

<生息する水生生物・鳥類について>

- ・流域の河川環境は、上流部、中流部、下流部に分けることができ、河床構成材料は、山間渓流部である上流部は巨礫、岩が見られ、谷底平野を形成する中流部、下流部では緩やかな勾配となり、玉石、砂礫混じり砂、シルトからなっている。
- ・宇久須川水系に生息する動植物については、上流域から河口域にかけてそれぞれの生息環境に適した種が確認されており、ほぼ全域でヨシノボリ類が確認されている。
- ・その他、希少な種としては、河口部においてニホンウナギ、カマキリなどが確認されている。
- ・宇久須川水系では、堰などの河川内施設により生態系の連続性が遮られている箇所も存在している。

(5) 住民との関わり

- ・宇久須川中流域、大久須川では、県のリバーフレンドシップ制度を活用し、地域の団体による除草や清掃活動が実施されている。
- ・夕陽のまちづくりマスタープランでは、「協働による夕陽のまちづくり」を目標とし、町民、事業所、行政で構成されたまちづくり協議会により進められており、協働によるまちづくりが実施されている。